

諸労働条件改善の要求について(申6号)

団体交渉を開催

本日、3月3日本部は、本社1907会議室において「諸労働条件改善の要求について」(申6号)会社側と交渉を開催した。

まず、今回の組合側の諸労働条件改善要求について、働く者の適正な処遇=『人への投資』が必要である。また、有用な人材の確保のためには働き方の見直し、多様な働き方の選択肢の充実=ワークライフバランス、仕事と生活の調和が必要であり、それは『明日への投資』として捉えて欲しいむねの趣旨説明を行った。

個別に(1)就業関係では、①特別休日の付与日数、②年次有給休暇使用単位について、③保存休暇の用途について、(2)賃金関係、①所定昇給額の見直し、②扶養手当の増額、③割増賃金について、④出向手当について、(3)退職手当関係では、①第二基本給の廃止、②定年退職日を翌年7月に統一、以上9項目等について議論を行った。

会社と認識を一致出来るところ、出来ないところはあるが、現場の実態を強く訴えすべての問題が安全問題、技術継承・若手育成、企業の存続発展に密接にからみ合っていると強く主張することが出来た。大きな成果は見られなかったが、今後も引き続き問題をとらえて会社に訴えていく。

※ 会社は「現行の制度で妥当と考えており、変更する考えはない。」

※ 扶養手当については、「扶養手当は基準内賃金であることから、当社を取り巻く環境中長期的な経営見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討する必要があると考えている。」と回答

「駅業務委託に関係し営業関係の出向手当てを議論」

諸労働条件改善は未来への投資である。

社業発展のため不可欠だ！！